

3 3 南海トラフ地震対策等の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、復興庁)

① 基幹的広域防災拠点の整備、耐震化対策の促進等について

【内容】

- (1) 愛知県地域強靱化計画に位置付けた国の直轄事業を推進するとともに、県等が行う事業を早期に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力に推進するとともに、5か年加速化対策後も必要な予算・財源を別枠で確保すること。また、南海トラフ地震防災対策推進地域内の地震対策に用途を限定した特定財源を捻出するなど、必要な財政措置を講ずること。
- (2) 基幹的広域防災拠点のうち、航空輸送と陸上輸送を結節する「名古屋空港」については、県として早急に整備し、中部圏の拠点としても貢献できるよう取り組むこととしたため、新たな交付金の創設など格段の支援を行うこと。
また、海上輸送を担う「名古屋港」については、政府現地対策本部として整備された「名古屋市三の丸地区」と同様に早急に整備を進めること。
- (3) 学校などの教育施設、上下水道、道路・街路、河川、砂防、海岸、港湾、漁港、ため池、排水機場などの公共構造物、防災拠点となる市町村庁舎などの施設、県民が利用する公的施設や民間住宅・民間建築物の耐震化、市街地の防災機能を高める土地区画整理事業、狭あい道路の解消、広域避難場所等となる都市公園の整備促進を図ること。
また、無電柱化推進計画に基づく無電柱化の促進を図ること。
加えて、リニア中央新幹線や広域道路ネットワークなどの着実な整備により、基幹的広域交通の代替性・多重性の確保を図ること。
- (4) 地震・津波被害の軽減のため、東海地域における活断層の長期評価などの調査・研究を早急に進めること。
- (5) 被災者支援総合交付金で行っている東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、国において必要な財源を確保すること。
- (6) 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- (7) 防災行政用無線をはじめとする重要無線通信については、「伝搬障害防止区域」として全ての電波伝搬路を指定されるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)を改正すること。
- (8) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。
- (9) 亜炭鉱跡に対する防災事業として、亜炭鉱跡の実態を把握するための調査及びそれに伴い必要となる充填工事を一体的に行う事業を実施すること。

(背景)

- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約32.3万人、経済的な被害の合計が約220.3兆円となるなど、この巨大災害は、まさに我が国全体の国民生活・経済活動に深刻な影響が生じる国難となるものであり、国土を強靱化する上での最大の課題である。
- 本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて2014年12月に第3次あいち地震対策アクションプラン(2021年9月改訂)を、2015年8月に国土強靱化地域計画(「愛知県地域強靱化計画」(2020年3月改訂))を策定したところであるが、国においては、国土全体の強靱化を的確に推進するため、各地域の計画を踏まえた上で、直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。

(参考)

◇ 『愛知県基幹的広域防災拠点』の整備

- 空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」に、全国から人員・物資の支援を受け入れ、県内全域に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を整備
- 大規模災害時に、全国の防災機関と連携・連動して災害応急活動を展開

災害時のレイアウト

平常時は、「消防学校」、「公園」として活用



◇ 南海トラフ地震に係る被害想定

○ 建物被害(全壊・焼失棟数)

	揺れ・液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約 258,000 棟	約 22,000 棟	約 700 棟	約 101,000 棟	約 382,000 棟

○ 人的被害(死者数)

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約 14,000 人	約 13,000 人	約 70 人	約 2,400 人	約 29,000 人

○ 災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
愛知県想定	20,625 千トン	6,465 千トン	27,090 千トン

3 3 南海トラフ地震対策等の推進について

(内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省)

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

- (1) ゼロメートル地帯について、直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を推進すること。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の強力な推進や、防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備連携事業補助金などによる国の強力な支援により、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を促進するとともに、5か年加速化対策後も、引き続き必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- (2) ゼロメートル地帯については、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。
- (3) ゼロメートル地帯については、堤防の沈下等により広域的に浸水した場合の避難場所及び避難経路の整備並びに災害応急対策活動が迅速かつ的確に実施できる広域的な防災活動拠点の整備について、特段の財政措置を講ずること。
また、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用については、直轄国道での避難場所の整備と併せ、高速道路においても整備が進むよう国の財政支援の強化や、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を講ずること。

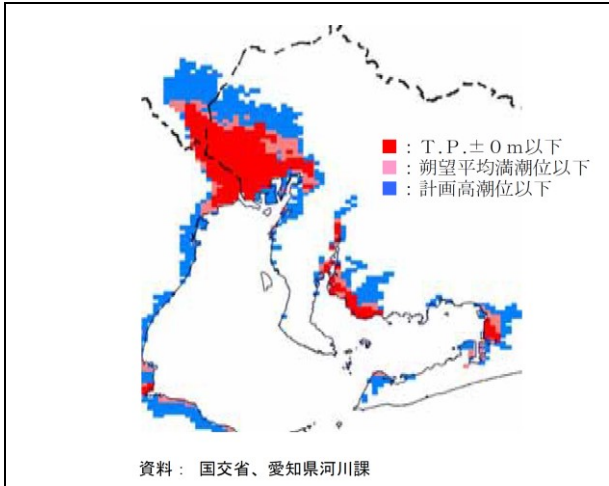
(背景)

- 愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野など広大なゼロメートル地帯が広がっているが、こうした地域は、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水する恐れがある。
- 本県では、南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014.5公表）を実施しているが、本調査では、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（2012.8公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯においては、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定された。その結果、最悪のケースでは、死者数約29,000人のうち浸水・津波による死者が約13,000人とされた。
- また、水防法の改正を受け、2021年6月に三河湾・伊勢湾沿岸（愛知県区間）を水位周知海岸に指定し、併せて高潮浸水想定区域を指定しており、想定し得る最大規模の高潮では71,000haを超える浸水が想定された。
- こうしたことから、ゼロメートル地帯においては、まず浸水を防止するため、河川・海岸堤防や排水機場などの耐震対策とともに、高潮対策が重要である。本県においては、愛知県地域強靱化計画及び第3次あいち地震対策アクションプランを策定するとともに河川整備計画や海岸保全基本計画に位置付け、地震・津波、高潮対策の着実な事業推進を図っているところである。
- これに加え、浸水した場合の備えも重要である。広大な地域が浸水した場合には、現状では、避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための拠点の確保が困難であり、これらに対応可能な新たな避難場所や防災活動拠点の整備が重要となる。

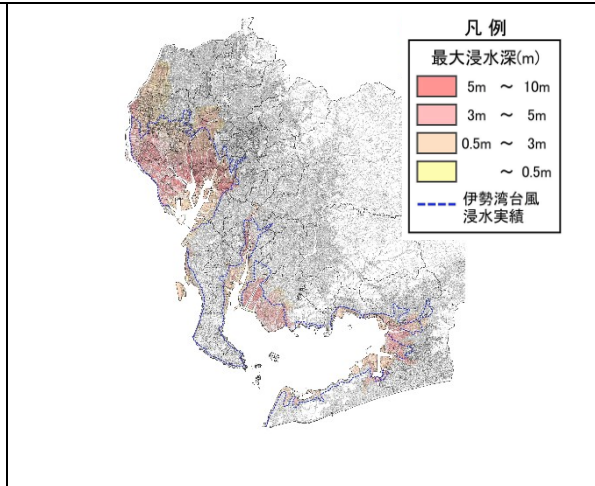
- さらに住民の早急な避難行動を支援するため、高台道路の緊急避難場所としての活用を進める必要があるが、直轄国道では国主体の避難場所の整備が進むものの、高速道路は市町村負担が伴うために整備が進んでいない。加えて、災害時には、高速道路への避難者の立入りが想定されるが、安全確保策が確立されていない。

(参 考)

◇愛知県周辺のゼロメートル地帯

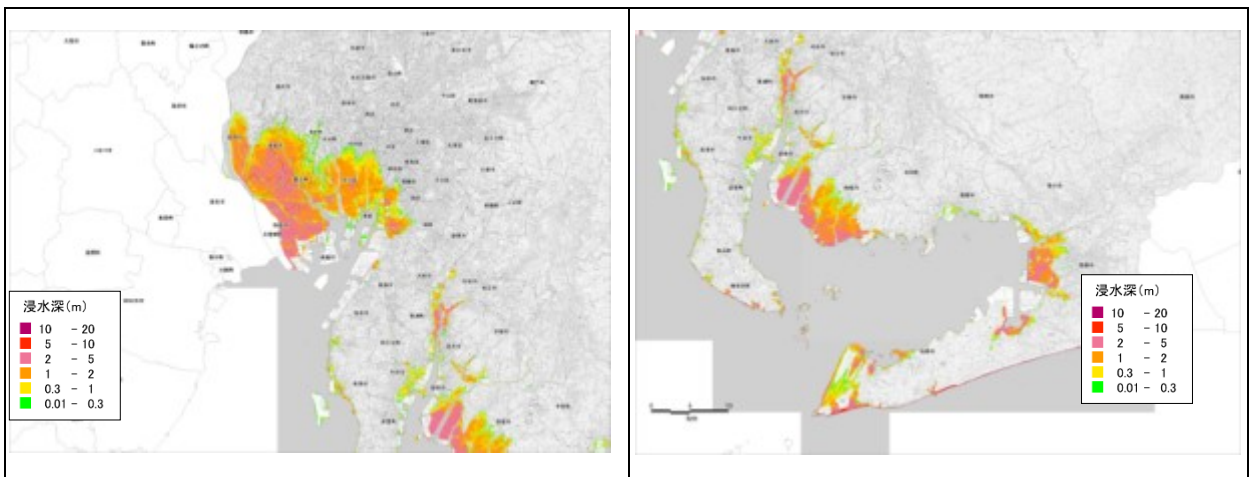


◇高潮浸水想定（2021年6月）

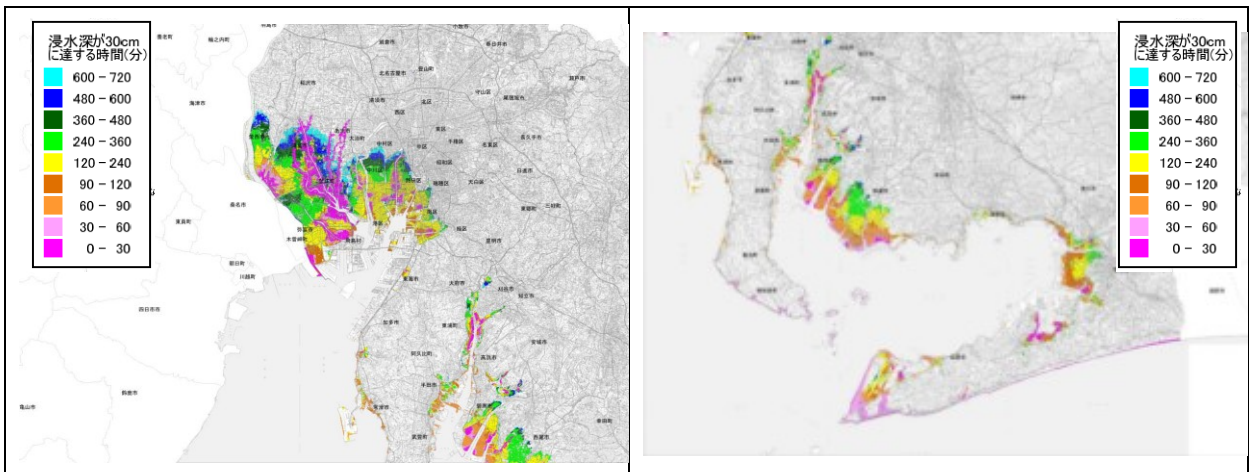


◇南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014年5月）

【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



【浸水深が30cmに達する時間：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



3 4 社会インフラの老朽化対策について

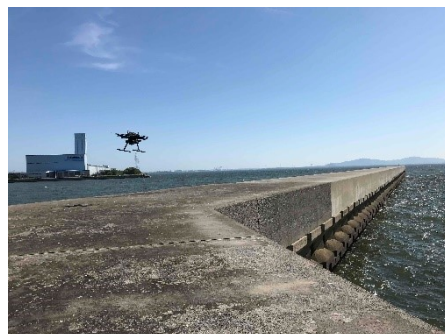
(内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の取組を確実に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力に推進し、防災・安全交付金や各個別補助事業の必要額の確保、その採択要件の緩和を図るとともに、5か年加速化対策後も、引き続き必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- (2) 膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト縮減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

(背景)

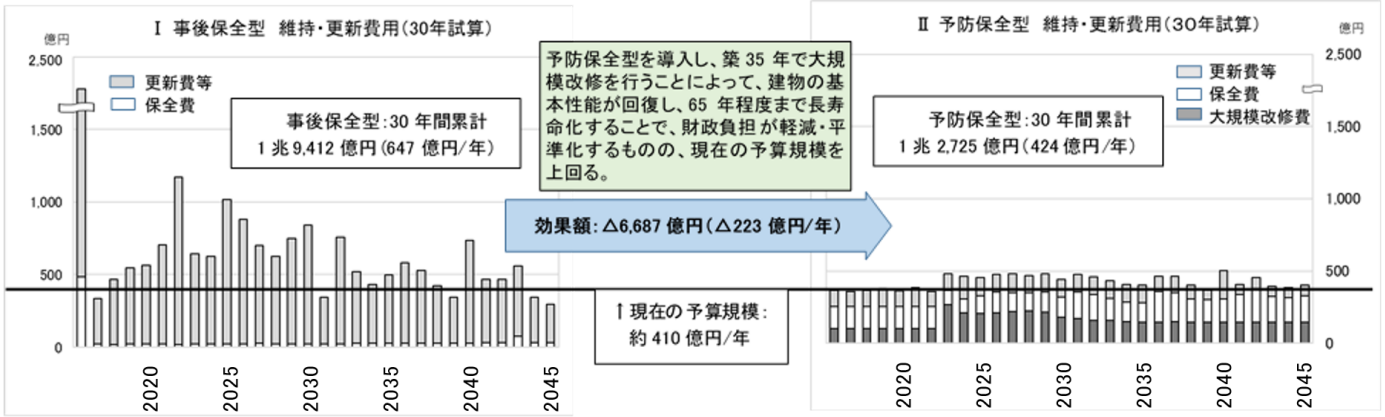
- 我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の老朽化が急速に進んでいる。
- 2022年5月に発生した明治用水頭首工での大規模な漏水事故では、用水供給が一時停止し、経済活動に多大な支障を及ぼすこととなった。改めて社会インフラの機能保全の重要性を認識したところである。
- 本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を2015年3月に策定（2022年3月改訂）し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。
- この計画に基づき、予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（計画期間：2021年度～2025年度）の推進により、個別施設計画に基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠である。また、5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていく必要がある。
- また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっており、さらなるコスト縮減や作業の効率化等に資する新技術の開発が不可欠である。そのためには、全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等を各種技術指針へ反映するなど、引き続き、技術的支援が必要である。



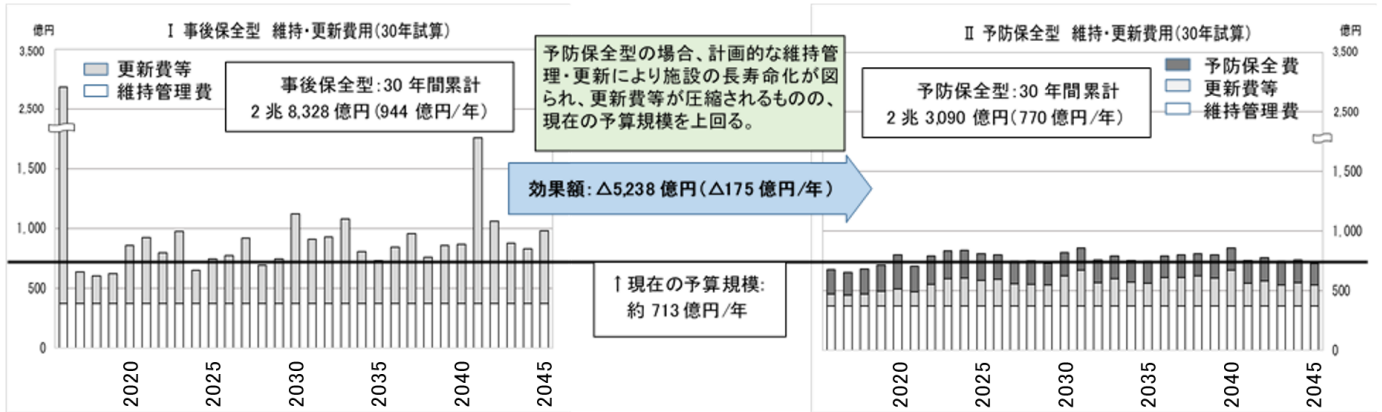
無人飛行ロボットによる
港湾施設点検の実証実験
(三河港 御津一区防波堤)

(参 考)

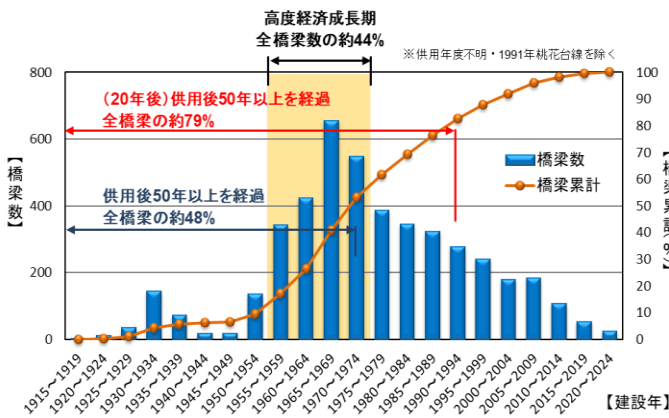
事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



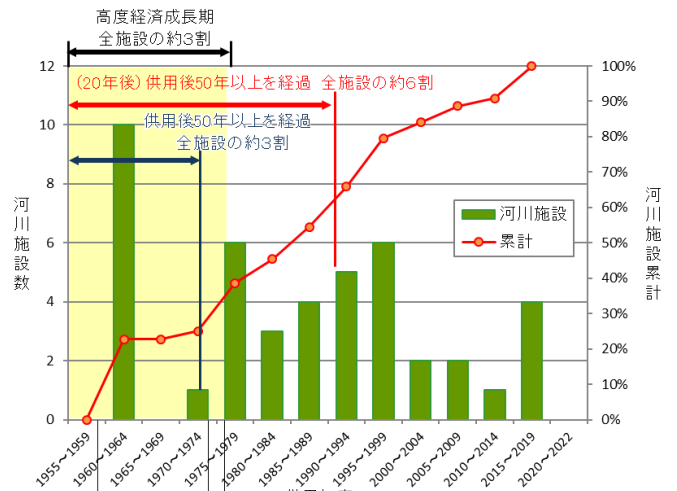
インフラ資産（工物及び建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



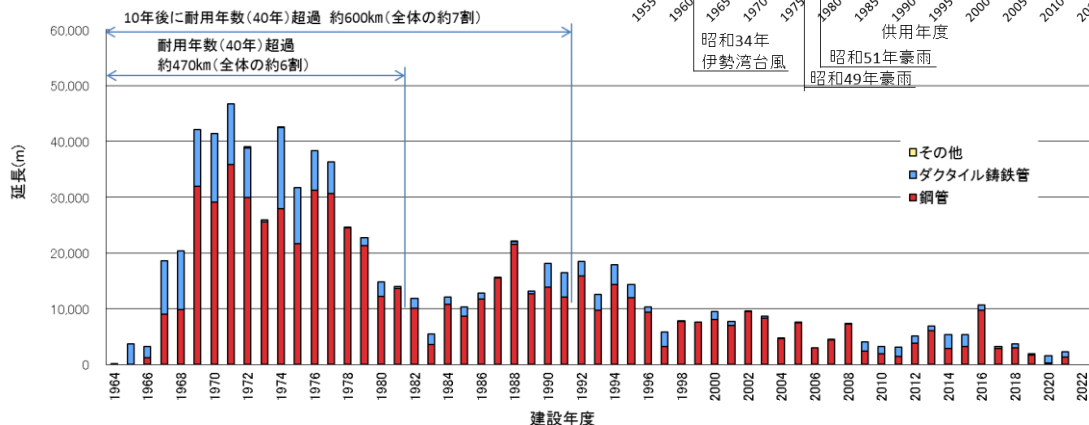
◇橋梁の高齢化状況（愛知県橋梁）



◇河川施設（排水機場・水門等）の高齢化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長（愛知県）



35 治水・利水対策の推進について

(総務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 本年6月の猛烈な雨を始め、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震から県民の生命と財産を守るため、流域治水関連法も踏まえた流域治水の考え方に基づく事前防災対策や、高度成長期以降に整備されたインフラの集中的な老朽化対策を行う「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力に推進すること。5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保して継続的に取り組むこと。
- (2) 水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川の枇杷島地区狭窄部における特定構造物の改築、矢作川の矢作ダムの洪水調節機能増強とダム下流の狭窄部の河道整備を強力に推進すること。また、豊川における霞堤の対策及び、木曾川の新丸山ダムの整備を強力に推進すること。
- (3) 本県は、日本最大のゼロメートル地帯を始めとする低平地や海岸線などを抱えており、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として県管理河川・海岸の河道掘削、堤防整備・強化、耐震対策や津波・高潮対策等のハード対策を促進するとともに、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」に資するソフト対策も一体的に支援すること。特に大規模特定河川事業による日光川2号放水路の整備、柳生川の地下河川整備、広田川の菱池遊水地整備、砂川の道路橋3橋の改築などを促進すること。
- (4) 山地丘陵地などにおける土砂災害の被害を軽減するために、土砂災害警戒区域等における施設整備及び砂防メンテナンス事業費補助による老朽化対策を促進すること。また、開発行為に伴う土砂災害警戒区域等の増加を抑制する施策を進めるとともに、住民の速やかな避難に資するソフト施策を支援すること。
- (5) 緊急的な浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業債について、引き続き必要額の確保を図ること。
- (6) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。併せて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

(背景)

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2021～2025年度)に基づき、水害・土砂災害等から県民の命と暮らしを守るため、DXの推進等を図りつつ、流域のあらゆる関係者が協働して行う流域治水対策や予防保全型老朽化対策を重点的に実施し、取組の更なる加速化・深化を図るとともに、5か年加速化対策後も、継続的・安定的に取組を進めていく必要がある。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)により事業進捗が図られてきたが、枇杷島地区狭窄部に位置する3橋の特定構造物の改築などを推進する必要がある。矢作川でも、矢作ダムの洪水調節機能の増強やダム下流の鶴の首地区を始めと

する河道整備の推進が必要である。また、豊川においては、今年の6月に浸水被害が発生したこともあり設楽ダムの整備推進と下流部での霞堤の早期対策が必要である。さらに、木曾川においては、流域市町の治水安全度を飛躍的に向上させるため、新丸山ダムの整備推進が必要である。

- 2008年8月末豪雨などでは、日光川、柳生川、広田川、砂川において、広域的な浸水被害が発生したことから、治水安全度の向上のため、短期間に多額な事業費が必要となる大規模構造物の整備を重点的に進める必要がある。今年6月には本県の三河地方を中心に猛烈な雨を観測し、乙川や柳生川などの河川にて浸水被害が発生したことから、再度災害防止のための整備を重点的・計画的に進める必要がある。
- 県土の約6割は山地丘陵地であり、土砂災害警戒区域等も多いため、地域の防災上重要な官公庁、学校、避難所等が区域内にある箇所重点的に施設整備を進める必要がある。更に、インフラの予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を推進し、土砂災害対策を促進する必要がある。また、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の2巡目の基礎調査を進めるところであるが、同時に、開発行為に伴い新たな土砂災害警戒区域等が発生しないよう、都市行政と連携した施策の展開等が必要である。こうした調査・施策を行うとともに、実効性のある住民避難に向けて世帯毎のマイハザードマップ作成等の取組を進める必要がある。
- 県管理河川では土砂堆積等による危険箇所が数多く存在しているため、緊急浚渫推進事業債による計画的な維持浚渫を進める必要がある。
- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト削減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

(参考)

◇県内の主な水害・濁水の状況

36 交通安全対策の推進について

(内閣府、法務省、経済産業省、国土交通省、金融庁、警察庁)

【内容】

- (1) 車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発、取締りの推進及び交通安全教育の拡充を図ること。また、車両運転中の「ながらスマホ」行為は極めて悪質であることから、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し罰則を強化すること。
- (2) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高く、さらに、高齢運転者による悲惨な事故が後を絶たないことから、高齢者啓発の事故を抑止するため、マスメディア等を活用した効果的な広報啓発や交通安全教育を一層推進するとともに、安全運転サポート車の普及促進、後付け安全運転支援装置の開発、普及に加え、これらの性能認定制度を活用した取組を継続して推進すること。
- (3) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であることを徹底させるとともに、特に、指定場所一時不停止や信号無視は重大な事故に直結することから、これらの防止を始めとした自転車利用時のルール周知徹底と安全利用に向けた教育を推進すること。また、交通事故による人的被害の軽減に効果の高い乗車用ヘルメットの着用を促進するため、所要の財政措置を講ずること。
- (4) 安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路の事故対策、生活道路における面的な速度規制と物理的デバイスを組合せた「ゾーン30プラス」による安全対策、更には通学路等における歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置及び技術的支援を強化すること。
- (5) 誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

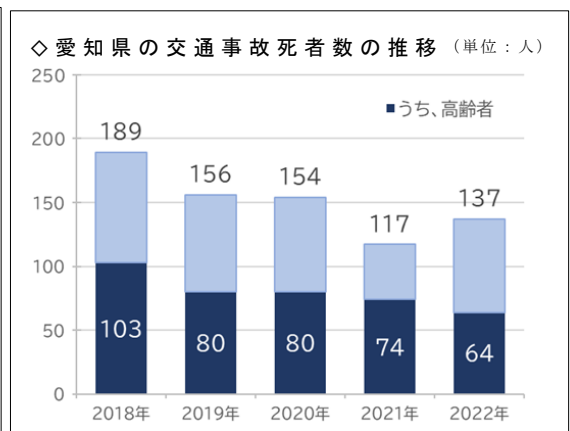
(背景)

- 本県における2022年の交通事故死者数は137人で、4年連続で全国ワースト1位を回避したが、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。したがって、交通事故防止に向けた広報啓発活動や交通安全教育を始めとするソフト事業と歩車分離式信号整備等の信号機改良、最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組合せた「ゾーン30プラス」、歩行空間の整備などのハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。
- 県・県警及び県内の国の機関などが一体となって、第11次愛知県交通安全計画（2021年度～2025年度）を策定し、「2025年までに、交通事故による年間の24時間死者数を125人以下、交通事故重傷者数を600人以下とする」ことを目標としている。
- 車両運転中にスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」行為は、「道路交通法」で定める運転者の注意義務を意識的に果たしておらず、これによる事故の発生は、単純な過失事故とは明らかに一線を画し極めて悪質である。
- このため、車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、同行為は危険であり、重大な事故を招く恐れがあることをマスメディア等を活用して広く周知

するとともに、取締りの推進や交通安全教育を拡充する必要がある。
 さらに、「ながらスマホ」行為は、現行の「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、前方不注意などが原因の死亡事故と同じ「過失運転致死罪」に留まり、より重い刑を科すことができる酒酔い運転などが原因の「危険運転致死罪」の適用はない。このため、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正して罰則を強化する必要がある。

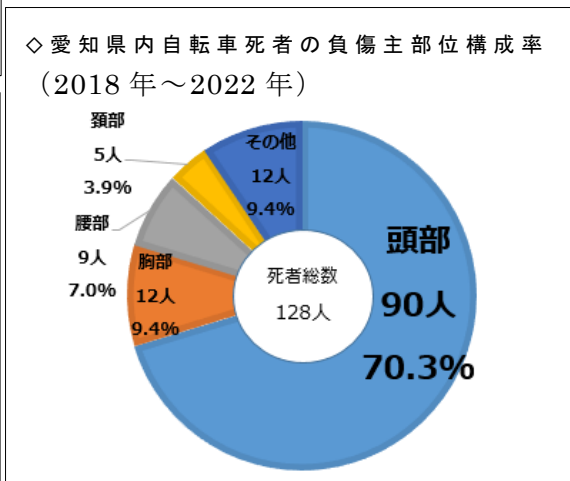
- 昨年の高齢者の交通事故死者数は64人で、死者数全体の46.7%を占めている。また、全国では高齢運転者による悲惨な事故が相次いで発生し、社会的な問題となるなど、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題である。このため、国において高齢者の事故防止に向け、効果的な広報啓発や交通安全教育を推進するとともに、衝突被害軽減ブレーキを搭載した安全運転サポート車（サポカー、サポカーS）の普及促進や後付け安全運転支援装置の開発、普及と、これらの性能認定制度を活用した取組を継続して推進する必要がある。
- 本県の交通事故による死傷者数は年々減少しているものの、自転車に関わる交通事故の割合は増加傾向にある。このため、本県では、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、自転車に係る交通事故の防止や被害の軽減、被害者の保護に取り組んでいる。自転車利用者には、自動車運転者と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識が十分に浸透していないため、自転車が道路交通法上の「車両」であることを徹底する必要がある。また、自転車乗用中の死傷者のうち、その約8割に信号無視や一時不停止等の法令違反が認められることから、交通ルールの周知と安全利用に向けた教育を推進する必要がある。
- 過去5年間の自転車乗用中の交通事故死者の70.3%は、主に頭部の損傷が原因で亡くなっており、乗車用ヘルメットの着用は、人的被害の軽減に有効である。本県では、乗車用ヘルメットの着用を促進するための購入補助制度を実施しているが、より強力に乗車用ヘルメットの着用を促進できるよう、所要の財政措置を講ずることが必要である。

(参 考)



◇愛知県での自転車の人身事故実態

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
全死傷者数	42,737	37,167	29,713	28,748	28,209
自転車死傷者数	7,581	7,056	5,948	5,743	5,798
自転車事故の割合	17.7%	19.0%	20.0%	20.0%	20.6%



37 安全なまちづくりの推進について

(内閣府、警察庁)

【内容】

- (1) 特殊詐欺、サイバー犯罪等の社会情勢の変化を反映した犯罪の予防・検挙、多発する侵入盗、自動車盗等の予防・検挙、ストーカー、DV、児童虐待等への迅速的確な対応、弘道会を始めとする暴力団等の壊滅に向けた各種取組の推進のため、警察官の増員をすること。
- (2) 老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。
- (3) 犯罪を許さない安全なまちづくりに向けて、自主防犯活動への支援や犯罪が起きない生活環境づくりなど、地域の実情に合った地域安全施策を総合的に推進できるよう、所要の財政措置を講ずること。

(背景)

- 近年、県内における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、2010年から12年連続で減少してきたものの、2022年は増加に転じ、未だ真に県民の安全が確保されているとは言えない状況にある。

特殊詐欺に関しては、認知件数及び被害額は増加傾向にあり、深刻な状況が続いている。また、サイバー犯罪に関しては、技術やサービスの進歩とともに悪質化・巧妙化し、その捜査は困難を極めているほか、侵入盗や自動車盗に関しては、組織窃盗グループが暗躍していることから、実行犯の検挙はもとより、その犯行を助長し、又は容易にする犯罪インフラの解明・取締りなど、より高度かつ広範な対策が必要である。

さらに、ストーカー事案及びDV事案等の相談等件数並びに児童虐待事案の認知件数は依然として高水準で推移しており、求められる対応は多岐にわたる。

このように、刻々と変化する社会情勢や治安情勢を的確に把握し、新たな対策を講じるとともに、あらゆる可能性を想定した対応を行う上で、人的基盤が不足している現状にある。

加えて、暴力団情勢については、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因した拳銃使用等の凶悪事件が全国で続発している中、新たに六代目山口組と池田組が「特定抗争指定暴力団等」に指定されるなど、依然として予断を許さない状況であり、県民の脅威となっている。六代目山口組を事実上支配する弘道会の本拠がある本県においては、組織の実態解明及び取締りの徹底により、その弱体化・壊滅を図る必要がある。暴力団を弱体化させるためには、一人でも多くの構成員を離脱させることが極めて重要であることから、取締活動と両輪で暴力団離脱者の社会復帰に関する支援活動の強化が必要である。

こうした極めて厳しい情勢下において、着実に事態に対処し、県民の安全安心を確保するためには、警察官の増員による体制の強化が必要不可欠である。

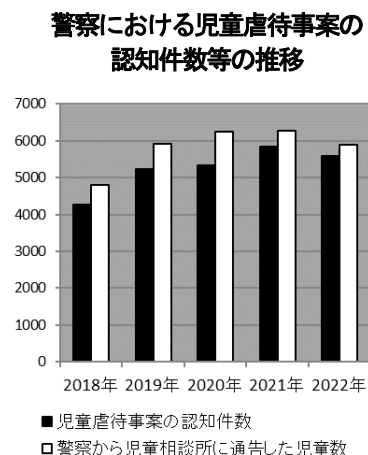
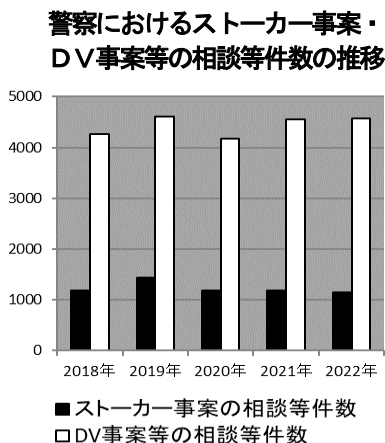
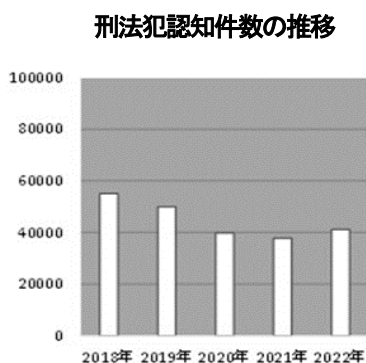
- 本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、2015年度に

供用を開始した愛知県豊田警察署を始め9署の事業費に係る補助金の構成比は約24%となっており、事業費の10分の5を大きく下回っている。こうした厳しい情勢下において、計画的かつ十分な施設整備を推進するには、補助金対象経費の拡大や補助金単価を市場価格水準まで引き上げるなど、補助金交付水準の見直しを図るべきである。

- 自主防犯活動をはじめとする地域における取組は、地域の安全には欠かせないものであるが、各行政機関の財政状況は厳しく、十分な財源措置がない中で、広報啓発活動や自主防犯活動の促進のための対策を実施しているのが現状である。国・県・市町村等が連携し、地域において、広報啓発活動、防犯活動を担う人材の養成、防犯カメラをはじめとする防犯機器の設置等による地域安全施策を総合的に推進するためには、所要の財政措置を講ずることが必要である。

(参 考)

◇ 愛知県内の治安情勢



◇ 愛知県内の犯罪発生状況

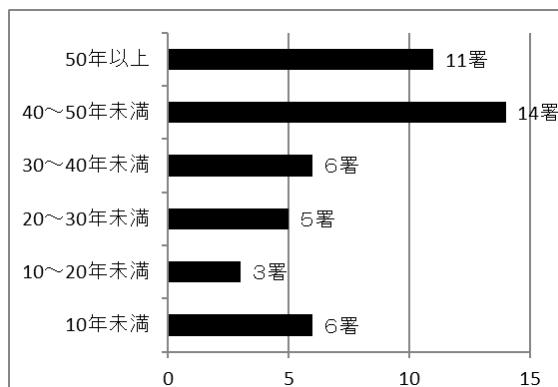
主な犯罪の発生件数（2022年中）
※全国順位はワースト順

犯罪の種別	件数	全国
住宅対象侵入盗	1,062	3位
空き巣	739	4位
忍込み	271	3位
居空き	52	5位
金庫破り	93	1位
事務所荒し	228	2位
出店荒し	366	2位
自動車盗	884	1位
部品ねらい	1,344	2位
車上ねらい	1,742	2位
特殊詐欺	980	7位
刑法犯総数	41,248	4位

※特殊詐欺の件数及び順位は暫定値である。

◇ 警察施設の経年状況

築年数別の警察署数（全45署）（2023年3月31日現在）



38 地方消費者行政に対する支援について

(内閣府)

【内容】

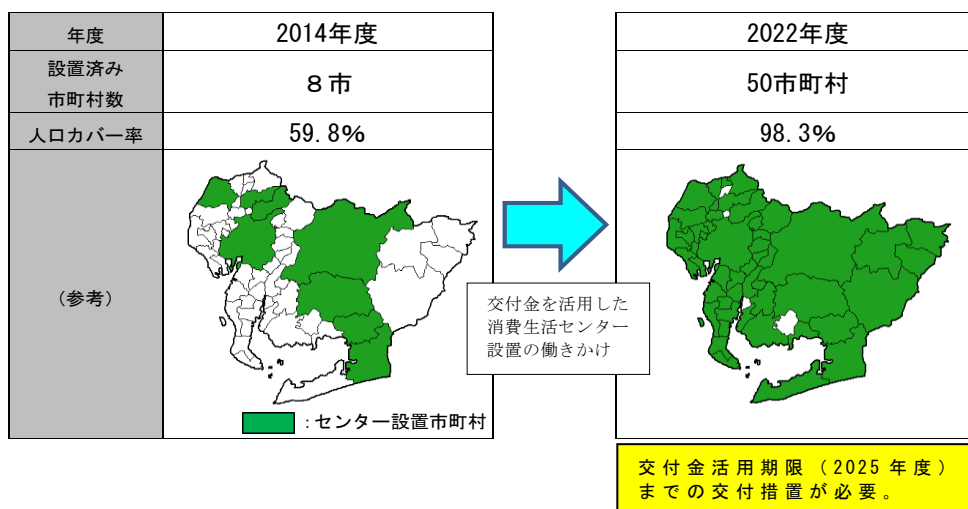
- (1) 大幅に拡充が進んだ市町村消費生活センターの運営に必要な相談員人件費等が確保されるよう、一般準則期間（個別事業ごとの交付金の活用期間）に配慮した、交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 高齢者等の見守り、成年年齢引下げへの対応、エシカル消費の普及促進など、近年の消費者行政の課題に確実に対応できるよう、交付金による十分な財政措置を講じること。
- (3) 地方自治体が活用しやすいものとなるよう、交付金の補助率の引上げや交付メニューの設定を含め、柔軟で、継続的に活用できる交付金制度とすること。

(背景)

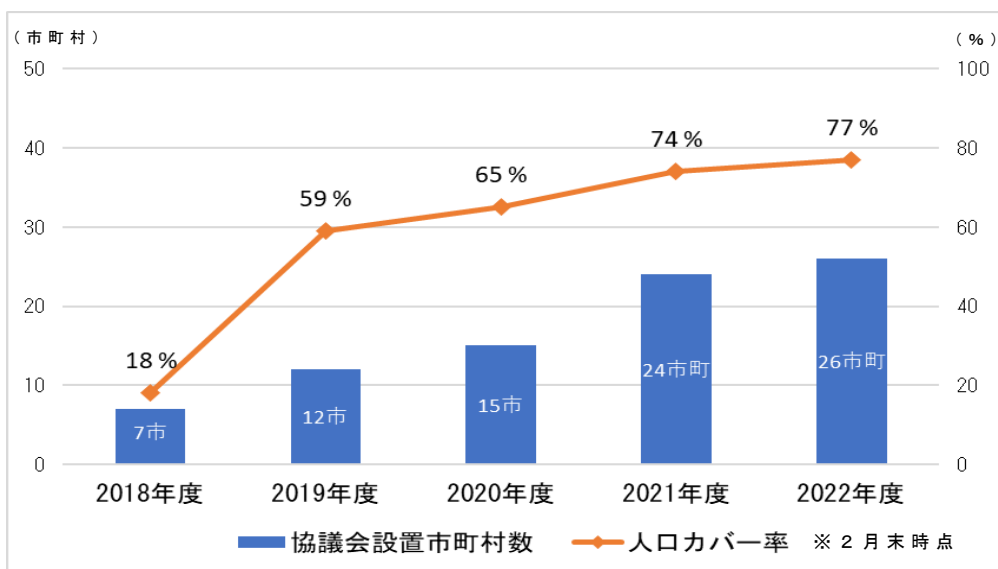
- 「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制」を整備するため、本県では、国の交付金を活用して、市町村に消費生活センターの設置を積極的に働きかけてきた。
その結果、2014年度には8市の設置に留まっていた本県の市町村消費生活センターについて、2017年度までに50市町村が設置することとなり、現在では、県消費生活総合センターと市町村消費生活センターが連携・協力して、「消費者問題解決力の高い地域づくり」を進める体制が整ったところである。
- しかしながら、多くの市町村消費生活センターは財政的基盤を含めた体制が脆弱であるため、交付金活用期限（一般準則期間）前に交付金措置が不十分となってしまうと、ここまで整備してきた市町村の消費生活相談体制が、再び縮小してしまう恐れがある。
- こうした状況の中、本県への交付額は、2018年度に対前年度比でほぼ半減となるなど大きく削減され、2019年度にも更に減額となったことから、今後の相談体制維持が懸念されることとなり、市町村からも交付額確保の強い要望が出された。
- 2020年度以降は、必要な事業費を概ね確保できているが、今後も、少なくとも一般準則による交付金活用期限（多くの市町村が2025年度）までは、市町村消費生活センターがしっかりと地域に定着することができるよう、相談員人件費等のセンター運営に係る交付金が確実に措置される必要がある。
- また、高齢者等の見守り、成年年齢引下げへの対応、エシカル消費の普及促進など、近年の消費者行政の課題に確実に対応していくことができるよう、交付金による十分な財政措置を講じるとともに、交付金の補助率の引上げや、対象事業について地方自治体の意見を十分に聴取した上で交付メニューを設定するなど、地方消費者行政強化のために十分かつ柔軟で、継続的に活用できる交付金制度としていくことが必要である。

(参考)

◇ 本県内の市町村消費生活センター設置状況



◇ 高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)設置状況



◇ 消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的授業の実施状況

県立高等学校 100% 県立特別支援学校 93.5% 私立高等学校等 98.8%

(2021年度末)

◇ 地方消費者行政強化交付金の本県への交付状況

